

## ■ 第10回 不利益変更撤回裁判のお知らせ

6月15日（水）午前10：00より東京地方裁判所で、一方的に削減された休日を取り戻すための第10回不利益変更撤回裁判が開廷されます。

前回5月10日（火）の裁判では裁判長が人事異動により交代となったため、東京地裁労働部第一審問室において進行協議という形を取り、新裁判長が今まで提出された双方の書面について不明な点を確認する内容となりました。通常の法廷より小さな部屋で行われましたが組合員13名、外部から2名の方々に傍聴していただき満員となりました。皆様ありがとうございました。

次回の第10回裁判は弁論に戻り民事603号法廷で開廷となります。傍聴席が満員になっても原告側の席に入ることが認められますので、会社側に厳しい視線を浴びせるために皆様の多数の傍聴参加をよろしくお願いします。

### 6月15日（水）午前10時 東京地方裁判所 民事603号法廷

地下鉄東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A1出口から徒歩1分、地下鉄東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口から徒歩3分

### 「霞ヶ関駅」A1出口に午前9：45分 集合です。

当日の交通費は組合で実費負担します（後で請求してください）。



## ■ 2011年6月1日付就業規則改定事項

会社は5月に従業員代表に就業規則改定の説明を行いました。それによると、従来の1日4時間勤務のPPT（パーマネント・パートタイム社員）に加え6時間勤務のPPT制度が導入されます。本来PPTの趣旨は、育児や介護等によりフルタイム勤務が困難な者を支援する制度ですが、これは単に会社が総人件費を削減することを目的としているのではないのでしょうか？ 勤務時間が6時間を超える場合には労働法の規定により、勤務の間に45分以上の休憩が義務付けられていますが、これを順守できるのかも大いに疑問です。

また、第13条休職事由についても改定がありました。「会社が第14条（休職期間）に定める休職期間中に治癒の見込みがないと認める場合、休職を命じないことがある。なお、治癒とは、従来の業務を健康時と同様に通常業務遂行できる程度に回復することを意味する。」

この『治癒の見込みがない』とはどのような状態を指しているのでしょうか？ 改定の目的はいったい何なのでしょう？ 会社に対し、従業員代表だけでなく一般社員にも納得のゆく説明を求めたいと考えます。

会社の一方向的な改悪を許さないためにも現在、組合に加入していない人々も組合に参加して

共に力を合わせて闘いましょう！

**随時 組合員の加入を行っております。**

**HP アドレスは <http://www.fdxunion.com>**

**メールアドレスは [fdxunion@fdxunion.com](mailto:fdxunion@fdxunion.com)**